

平成 30 年度 事業計画

グループホームりゅうりゅう I II III

1) 事業所運営の理念・基本方針

(理念)

安心・安全と思えるような居場所を築いていきましょう。

(基本方針)

- ・職員は常に報告・連絡・相談を基本に情報の共有化を目指していきます。
初めに、相談・話し合い早めに連絡（共有・報告）確認することがチームワークを築いていくのだと思います。それぞれの支援員が役割を明確にし、それを果たしながら同じ方向を見て、同じ目標を目指していくことがご入居者様の安心・安全につながるのだと思います。
- ・ご入居者様の意思の尊重を目指し「居心地の良い」「認めてもらえる」「安心できる」ホームの構築に努めます。
大切なのは共感的理解です。ご入居者様の意思を否定するのではなく寄り添う職員を目指していきます。

2) 管理者の事業に対する考え方

(りゅうりゅう I II III)

- ・ご入居者様とその人らしく暮らしが守れるよう、支援員者の価値観を押し付けるのではなくあくまでもご利用者が何を思っているかを知り、それを生活の中で実現できるよう心がけます。
- ・ご入居者様の表出されていないニーズを発見し客観的にあらゆる方向からの着目、人に対する洞察力を持てる感性を培っていきます。
- ・ご入居者様の自立に向け、他の関係機関と連携を図り支援していきます。
- ・管理者として、ご利用者の心の声が届くグループホームになるよう努力します。
- ・事業所の基本理念を大切にしながら内部コミュニケーション力を入れ一緒に考えて行けるように遂行していきます。
- ・支援員の仕事はご利用者の意思を尊重する事と重んじています。

3) サービス提供体制（基本報酬・加算）

- ・生活援助Ⅰ（基本報酬）
- ・ 生援夜間支援等体制加算Ⅰ（加算）
- ・ 生援処遇化全加算Ⅱ

4) 稼働率向上計画

（りゅうりゅうⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

- ・ ご入居者様の地域社会での生きづらさを支援員として、どう理解し受容できるか、関係性の中で感じて行けるように努める。
- ・ ご入居者様の外泊を出来るだけ控えて頂けるように努める。
- ・ 区役所・就労支援センター・ハローワーク・病院等とは積極的に、情報収集や情報提供を取り連携に努める。

（りゅうりゅうⅠ）

- ・ 常に、9名の満床に心掛け維持する。

（りゅうりゅうⅡ・Ⅲ）

それぞれ、5名・6名の満床に心掛ける。

5) 職員配置体制及び人材育成指導

- ・ 職場での支援において悩んでいることは相談・報告・連絡を共有し話し合える職場の雰囲気作りをします。
- ・ 支援員一人一人が相談し情報交換出来るような環境を整え支援員としての個人の成長に繋がる充実感が得られるよう強化していきます。

6) 各種委員会・研修体制（年間計画は別紙参照）

（外部研修）

- ・障がい者の虐待研修
- ・障がい者の権利擁護研修
- ・専門的な（知的・自閉症・精神障害）研修
- ・福祉と教育の連携に向けて
- ・入居者様の高齢化に伴う社会資源の確保

（内部研修）

- ・障がい者支援員としてのフォローアップ研修の実施、本部主催の新人研修
- ・基本に戻り専門性を高める事を目指す研修

7) 入居者（利用者）のニーズ・要望への対応

- ・十分なアセスメントは支援の柱となるので重要なことです。
- ・ご入居者様の意向を把握しご本人の了解を得ながら提供するサービスを明確にしていきます。

それらに関しては、傾聴し知ることから始めご入居者様の求める支援とニーズを基に定期的な個別支援計画としていきます。

8) 入居者（利用者）の苦情受付体制及び対応

（りゅうりゅうⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

- ・苦情対応窓口はサービス管理責任者と重要事項説明に記載されています。出来るだけ、苦情・クレームになる前に対応し、ご入居者様、ご家族様との信頼関係作りに努めます。
- ・苦情・クレームの申し出があった場合には、誠意を持って対応をします。
- ・苦情・クレームの内容は細かく聞き取り、把握しすべて明確に致します。

9) 事故防止（再発予防）計画

（りゅうりゅうⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

- ・日頃からご入居者様の生活が安全円滑に過ごせるように努めます。
- ・事故が発生してしまったら、状況にあった対応をする。（緊急時）
- ・事故発生の原因を明確にし、本部に報告する。
- ・書面に残した横浜市への報告を含め、ホーム内で検討会議をし、職員に周知し再発防止に努めます。
- ・服薬管理に関しては、職員全員が必ず把握出来るよう周知徹底し誤薬事故の発生防止に努めます。
- ・ヒアリハットの活用に努めます。
- ・ご入居者様の安全を最大限に図る事を職員に周知徹底に努めます。

10) 施設設備の保守・管理

（りゅうりゅうⅠ・Ⅱ・Ⅲ）

- ・ご入居者様が生活する上で、安心・安全・快適な環境になっているか随時見て行く事の継続。
- ・定期的にホーム内の点検・設備を心掛け、常に清潔を保つことが出来るように保守、管理に努めることを継続。

1 1) 個人情報保護計画

(りゅうりゅう I・II・III)

- ・職員入所時に個人情報保護の書類を交わしています。
- ・基本的には、りゅうりゅう関係書類は一切持ち出し禁止とします。
- ・情報管理をしていくうえで、業務上知り得た個人情報の漏えいを防ぐ体制を整える。
- ・個人情報研修の強化

1 2) 関係団体・地域団体との連携

(りゅうりゅう I・II・III)

- ・町内会に加入し、自治会で行われる行事には、出来るだけ参加をし、ご入居者様の理解して頂けるように努めます。
- ・地域の障がいサービス事業所と連携を図り、地域の情報を把握できるよう努めます。

1 3) 社会資源としての役割

(りゅうりゅう I・II・III)

- ・毎月の各自治会による廃品回収に協力。
- ・年末自治会清掃の参加、ゴミ拾いをご入居者様と共に行い地域に貢献をする

1 4) 実習生・ボランティア受入、育成

(りゅうりゅう I・II・III)

- ・実習生・ボランティアの方々の受け入れは、本部と相談をし決定していく。

1 5) 防災・防犯対策

(りゅうりゅう I・II・III)

- ・災害時・連携体制は、恵正福祉会・わーくさぼーと恵の杜と記載しています。
- ・ご入居者様のフェイスシートを本部へ保管
- ・非常時は「消防計画」により対応します。
- ・各ご入居者様、個人の避難リュックの点検、確認。
- ・避難訓練はご入居者様参加のうえ消防立ち入り検査を含む、年 2 回。
- ・町内消防訓練をご入居者様と参加。
- ・消防署立ち入り検査

(りゅうりゅう I・II・III)

- ・災害時、連携体制については、本部・恵の家・わーくさぼーと阿久和も加わり
災害時のバックアップはお互いに助け合う事にします。

※ALSOK との連携

三和サービスにより保守点検